

米国におけるパーキング・パーミット制度の運用状況 と我が国における優先駐車区画設置の取組等について

米国におけるパーキング・パーミット制度の運用状況

国際シンボルマーク(車いすマーク)について



<公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会ウェブサイトより>

国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害をもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会（RI）により採択されました。当協会は日本におけるこのマークの使用管理を委ねられており、このマークの正しい理解と普及に努めています。

わが国においては、本協会に管理責任があり、商標登録（第1562455）をしています。

<国際シンボルマークQ & Aより>

Q3.国際シンボルマークの使用対象は車いす使用者だけに限られているのでしょうか。

答えは、「すべての障害者を対象にしている」です。

「車いす使用者だけ、あるいは肢体不自由者だけを対象としている」という誤解が多い（以下略）

Q5.国際シンボルマークのデザインについて、どのような制約があるのでしょうか。

（略）色についてですが、RIでは、このシンボルマークとその背景は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、対比を明確にするために濃いブルー・白もしくは黒・白にして使用する、と定めています。当然のことながら、マークのデザインを変えたり、書き加えることは許されません。

（以下、略）

(参考)車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設の利用対象者について

	特別特定建築物		特定路外駐車場
法	<p>第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。</p> <p>2～7(略)</p>	法	<p>第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。</p> <p>2～6(略)</p>
政令	<p>第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。</p> <p>2(略)</p>	省令	<p>第二条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用できる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。(略)</p> <p>2(略)</p>

法	<p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三(略)</p> <p>四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設又は設備であつて、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。</p>
規則	<p>(法第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備)</p> <p>第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。</p> <p>一(略)</p> <p>二 次に掲げる駐車施設又は停車施設であつて、移動等円滑化の措置がとられたもの</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設</p> <p>ロ(略)</p> <p>三～五(略)</p>
基本方針	<p>五(4) 国民の役割</p> <p>② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用</p> <p>イ(略)</p> <p>ロ 規則第一条第二号に規定する駐車施設(略)が設置された施設の利用者(車椅子使用者その他の障害者等を除く。)は、当該駐車施設又は停車施設の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設(略)の利用を控え、又は車椅子使用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。</p> <p>(以下略)</p>

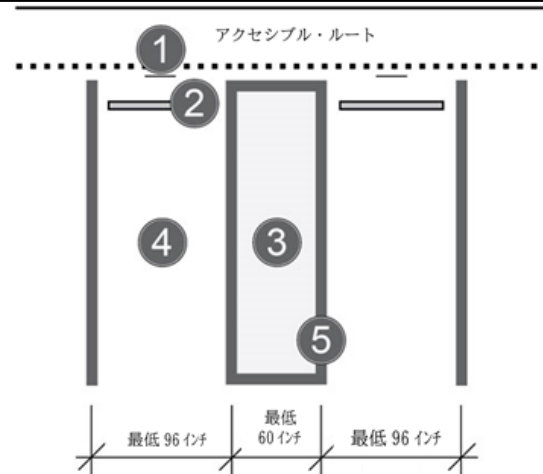
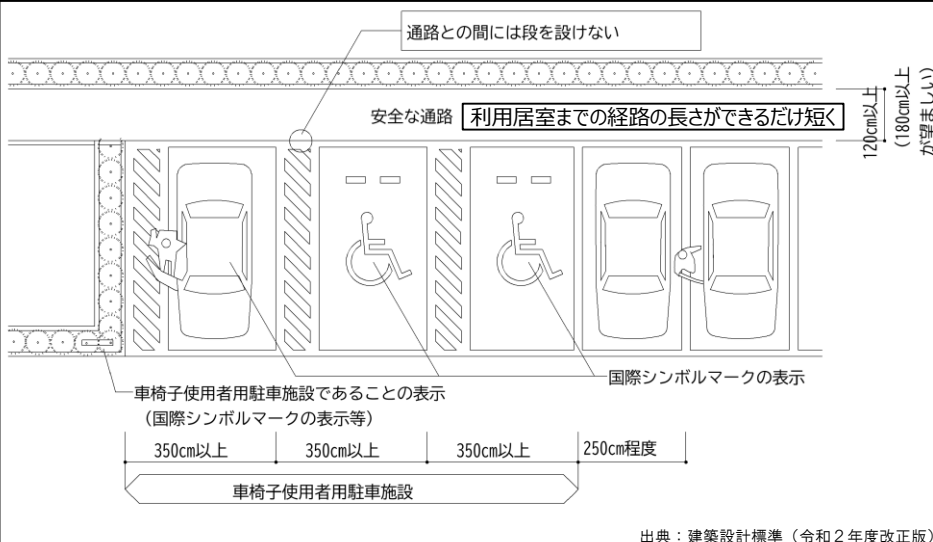
(参考)日米の法令の比較

	日本	米国
根拠	バリアフリー法	障害を持つアメリカ人法 (ADA)
法令の保護対象	高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者	<ul style="list-style-type: none"> 身体的または精神的な障害により、1つまたは複数の主要な生活活動が実質的に制限されている者。 そのような障害の病歴または記録がある (寛解した癌等) そのような障害があると他者から認識されている人 (重度の火傷の傷跡がある人等)。
名称	車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設 (車椅子使用者用駐車施設)	利用しやすい駐車施設 (Accessible parking spaces) ※各州により異なる場合も。
ハード基準	<ul style="list-style-type: none"> 駐車区画の幅350cm以上 移動等円滑化経路ができるだけ短くなる位置に設置する等 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車区画の幅は96インチ以上 乗降空間の幅60インチ以上 乗降空間は建物のアクセシブルルートに接続等
ハード基準の対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なもの (病院、百貨店、ホテル等) その他移動等円滑化が必要な都市公園等 	<ul style="list-style-type: none"> 国および地方公共団体の機関 公共の宿泊施設、商業施設等
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者 車椅子使用者以外の障害者等 ※「車椅子使用者その他の障害者等」を除き、利用を控えることとされている。	<ul style="list-style-type: none"> 片足もしくは両足の機能を喪失した者 両手の機能を喪失した者 移動補助具なしで移動するのが困難な者等 ※各州により異なる (一部の州では妊産婦を対象としている場合も)。
表示	国際シンボルマーク	国際シンボルマーク

(参考)日米のハード基準の比較

日本

米国



(概要)

- 幅は、350センチメートル以上とすること
- 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること
- 車椅子使用者用駐車施設の付近の見やすい位置に、当該施設があることを表示する標識を、内容が容易に識別できるように設けること

(概要)

- 国際シンボルが付いた駐車区画識別標は、標識の下部を測定して、地表から最低60インチ離れた場所に設置。
- アクセシブル・ルートが駐車区画の前にある場合、車両が同ルートの幅を36インチ以下にしないように車輪止めを設置。
- 2つの駐車スペースが乗降空間を共有することができる。
乗降空間の幅は60インチ以上。また、乗降空間は建物へのアクセシブル・ルートに接続されていなければならない。
- 駐車区画の幅は最低96インチとし、区画幅を明確に示す。
- 乗降空間の境界は、その中に駐車しないよう明示しなければならない。

地方公共団体の取組(パーキング・パーミット制度)

- 施設管理者の協力のもと、幅の広い「**車椅子使用者用駐車施設**」又はそれとは別に設ける「**優先駐車区画**」について、条件に該当する希望者が利用できる**利用証を交付する地方公共団体における取組**。
- 平成18年度以降、令和5年2月末日現在で41府県2市において導入され、地方公共団体間における相互利用の取組も進められている。
- 利用対象者の範囲は地方公共団体毎にあらかじめ設定（一律ではない）。
- 必ずしも広い幅員を必要としないものの歩行困難で移動に配慮が必要な人もいるため、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、幅の広い「**車椅子使用者用駐車施設**」のみでそのような人も利用対象として運用するのではなく、施設の出入口に近く等に別の「**駐車区画(優先駐車区画)**」を設けて運用される場合もある。

以下のような方々がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

※自治体・施設によって対象者は異なります。



(長野県の利用証)

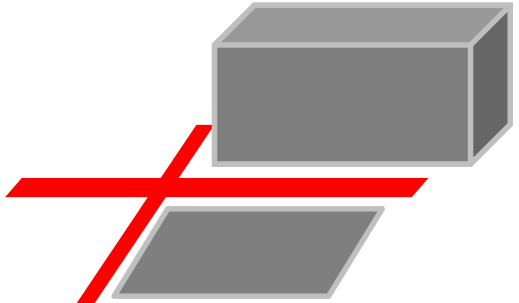

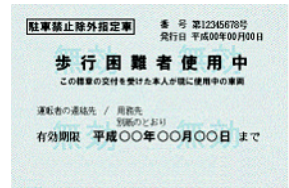
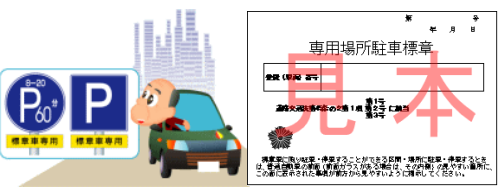



〈パーキング・パーミット制度の駐車区画イメージ〉

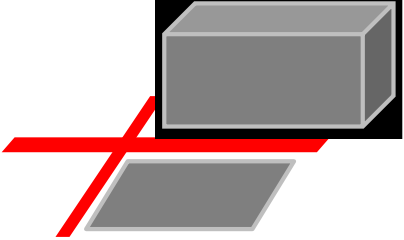

※この制度は「パーキング・パーミット制度(駐車許可制)」と呼ばれているが、「許可制」ではありません。

※幅の広い車椅子使用者用駐車施設については、バリアフリー法令により一定の施設に設置が義務付け。

パーキング・パーミット制度と駐車禁止除外指定者標章・高齢者運転者等標章の違いについて

イメージ			
制度名	駐車禁止除外指定者標章	高齢運転者等標章	パーキングパーミット制度
制度所管当局	都道府県公安委員会		地方公共団体
根拠	道路交通法 都道府県公安委員会規則	道路交通法	地方公共団体の制度実施要綱等
対象者	身体障害者、戦傷病者、精神障害者、小児慢性疾患医療受診者等	70歳以上の者、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者、聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている者、妊娠中又は出産後8週間以内の者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人等 ※利用対象者は地方公共団体により異なる場合もある
利用場所	道路（指定禁止場所）	道路（高齢者運転者等専用駐車区間、高齢運転者等専用時間制限駐車区間の設置場所）	制度に協力する施設の駐車場 ※道路の駐車禁止場所には駐車できない
駐車違反の罰則	有		無
バリアフリー法令上の駐車区画に係るハード基準	—		一定の施設については、バリアフリー法令により、ハード基準（幅員3.5m等）への適合が義務付け。
利用証等			

所謂障害者用駐車区画の適正利用に関する日米の制度比較

	イメージ		
日本	制度所管当局	都道府県公安委員会	地方公共団体
	適用法令	道路交通法	地方公共団体の制度実施要綱等
	対象者	全国一律(身体障害者等)	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人等 ※地方公共団体による異なる場合がある。
	罰則	有	無
米国	制度所管当局	州交通当局等 ※各州等により異なる場合がある。	左に同じ
	適用法令	障害を持つアメリカ人法 (ADA) 州法等 (州の車両規定 (Vehicle Code) 等)	左に同じ
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片足もしくは両足の機能を喪失した者 ・ 両手の機能を喪失した者 ・ 移動補助具なしで移動するのが困難な者 等 ※各州等により異なる場合がある (一部の州では妊産婦を利用対象者としている)。	左に同じ
	罰則	有 ※各州等により異なる場合がある。	有 (ただし、罰則適用の運用は限定的な場合も) ※各州等により異なる場合がある。

米国における適正利用・不適正利用等の事例

適正利用の事例のほか、不適正利用の事例も一定程度確認された。

適正利用の事例



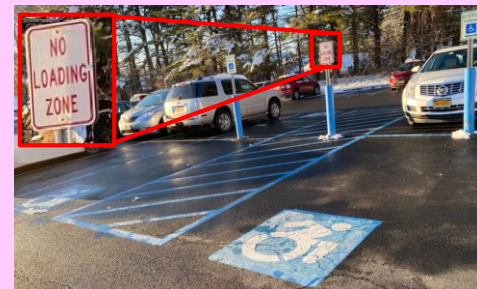
路上駐車場の事例



施設内の事例



路上駐車場の事例(ナンバープレートと利用証が統合)



施設内の事例(対象区画が適正に空けられており、ゼブラゾーンに不適正駐車をしないよう呼びかける掲示)

罰則等を示す掲示



不適正駐車車両への罰金や牽引等を示す掲示の事例



某施設の事例
(自然現象により障害者用駐車区のハード基準(勾配)を満たしていない)



巧妙に偽造された利用証

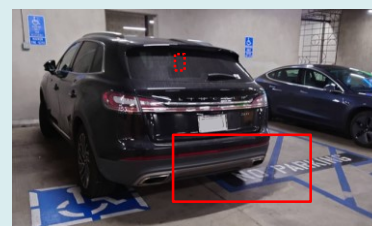
不適正利用の事例



某施設の事例
(利用証の不掲示)



某施設の事例
(利用証の不掲示、障害者用駐車区のゼブラゾーンにはみ出して駐車)



某施設の事例
(障害者用駐車区のゼブラゾーンに駐車する自動二輪車)

(参考)米国における不適正利用に関する情報

地域社会で利用しやすい駐車施設を見つけるのに苦勞したことがありますか？

Q How often do you have problems finding accessible parking in your community?



利用しやすい駐車施設を見つけるのに最も苦勞する場所は？

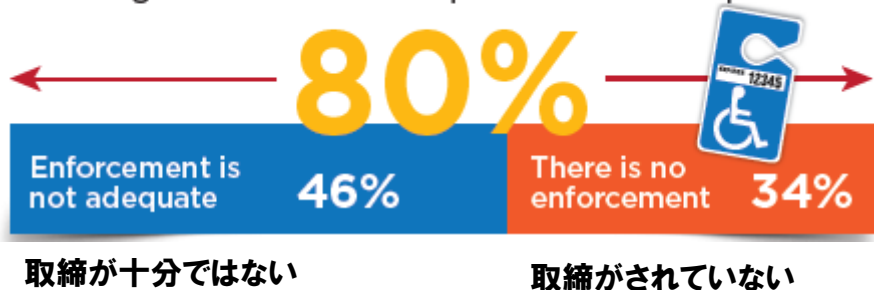
Q Where do you most often have problems finding accessible parking?

Top Answers:

- | | |
|---|---|
| 1. Main street (65%)
メインストリート | 6. Sports arenas (37%)
スポーツアリーナ |
| 2. Shopping centers (64%)
ショッピングセンター | 7. Office parks/corporations (32%)
オフィス/企業 |
| 3. Shopping malls (62%)
ショッピングモール | 8. Airports (26%)
空港 |
| 4. Grocery stores (61%)
食料品店 | 9. Colleges/universities (26%)
大学 |
| 5. Hospitals/medical centers (54%)
病院/医療センター | 10. Schools (26%)
学校 |

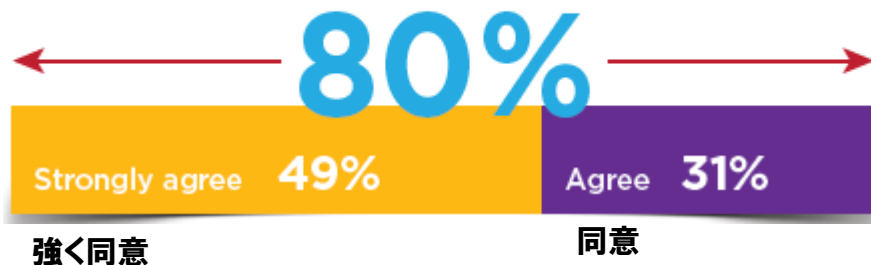
障害者用プラカードの不正使用に対する取締が不十分であると考える人の割合

Percentage of respondents who believe enforcement of wrongful use of disabled placards is inadequate:



利用しやすい駐車施設の不正利用が蔓延していると思う人の割合

Percentage of respondents who agree accessible parking fraud is widespread:



MISUSE DISABLED PERSON PARKING PLACARDS AT THE LA COUNTY FAIR

Contact: Office of Public Affairs
2415 First Avenue
Sacramento, CA 95818
(916) 657-6437 | dmpublicaffairs@dmv.ca.gov

[Follow DMV](#)

FOR IMMEDIATE RELEASE
September 5, 2019

DMV cracks down on placard abuse for third consecutive year

Sacramento – The California Department of Motor Vehicles (DMV) is warning visitors to this year's Los Angeles County Fair to refrain from fraudulently using disabled person parking placards. DMV investigators will be on the lookout for drivers who are misusing placards during a series of enforcement operations between August 30 and September 22. This is the third consecutive year that the DMV will crack down on placard abusers at the fair.

Last year, DMV investigators found 345 people illegally using placards. In 2017, they caught 477. They confiscated the offenders' placards and issued citations that carry fines ranging from \$250 to \$1,000.

The DMV wants the public to know that a person who is specifically assigned a disabled person parking placard is the only one who can use it. It is illegal to:

- Lend your placard to someone else
- Use someone else's placard
- Alter a placard or placard registration card
- Possess or display a counterfeit placard or license plate
- Provide false information to obtain a placard or license plate
- Forge a medical professional's signature to obtain a placard

Most violations involve people misusing placards issued to family or friends to avoid paying parking fees, as well as to obtain convenient and/or restricted parking. The DMV urges the public to [Save the Space](#) for those who truly need it.

It is important to note that not every disability is visible and allegations of misuse of a placard may be unfounded. The level of reported or observed misuse varies from area to area.

Anyone who suspects a person may be fraudulently using a placard is urged to report it using an [online complaint form](#) or by contacting their [local DMV Investigations office](#).

Learn more about [disabled person parking placards](#).



Never miss the latest news from the California DMV. Sign up now to receive customized information on DMV related topics. To subscribe or unsubscribe, visit DMV News Alerts: <https://www.emailalert.dmv.ca.gov/DMVEmailAlert/>

障害者用駐車プラカードを不正に使用しないよう、カリフォルニア州政府が普及啓発を行うとともに、適切に取締を行っていることが記載されている。

(出典:カリフォルニア州自動車局のウェブサイト)

米国における様々なパーキング・パーミット制度、優先駐車区画等の取組

- ・米国のパーキング・パーミット制度は、妊産婦を含める否か等を含め、州等により考え方が異なる。
- ・民間事業者等の独自の取組等において、障害者用の駐車区画とは別の優先駐車区画（幼児がいる家族向けの駐車区画等）を提供している事例もある。

＜障害の期間で区分している事例＞

（カリフォルニア州の事例）

- ・ **恒久的な移動制約者用（青）**
恒久的な移動制約者に対して発行されるもの
- ・ **一時的な移動制約者用（赤）**
一時的な移動制約者に対して発行されるもの



（出典：カリフォルニア州政府資料）

＜ナンバープレートと利用証が統合されている事例＞



＜障害の程度で恒久的利用証を区分している事例＞

（イリノイ州の事例）

- ・ **恒久的な移動制約者用（黄）**
20フィート（約6m）歩行が困難である等障害の程度が重い者向けのもので、路上の有料駐車区画の料金が免除される。
- ・ **恒久的な移動制約者用（青）**
200フィート（約60m）歩行が困難である等障害の程度が必ずしも重くない者向けのもので、路上の有料駐車区画の料金は免除されない。
- ・ **一時的な移動制約者用（赤）**
一時的な移動制約者に対して発行されるもの



（出典：イリノイ州政府資料）

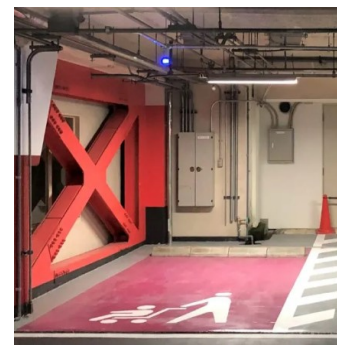
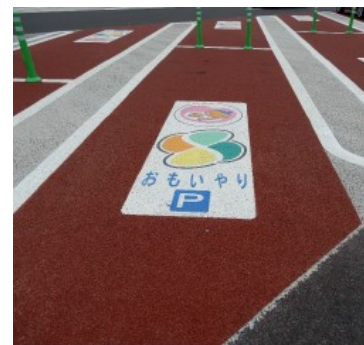
＜民間事業者等の独自の取組＞

- ・米国においては、一般的に妊産婦はパーキング・パーミット制度の対象とされていない場合が多いところ、一部の州では、妊産婦をパーキング・パーミット制度の対象としている場合もある。
- ・また、民間事業者の独自の取組等において、障害者用の駐車区画とは別に、優先駐車区画（幼児がいる家族向けの駐車区画等）を提供する事例もある。



オークランド市の某商業施設における優先駐車区画の事例
（Googleストリートビューより）

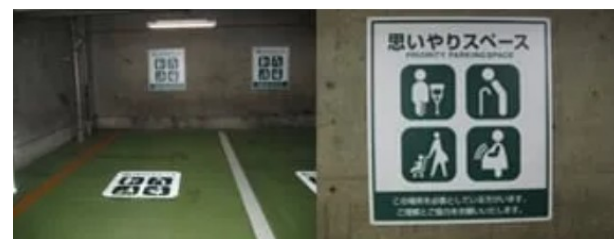
我が国における優先駐車区画設置の取組等について



利用対象者を車椅子使用者と明確化している事例



施設管理者の任意の取組（ダブルスペース方式）として、妊産婦や高齢者を対象に設けた優先駐車区画について、車椅子使用者も駐車できるように幅広な区画として提供している事例



施設管理者の任意の取組（ダブルスペース方式）として、車椅子使用者用駐車施設とは別に設けた優先駐車区画について、利用対象者を分かりやすいピクトグラムや色等で示している事例

バリアフリー法令上、必ずしも車椅子使用者用駐車施設の設置が求められない施設等においても、車椅子使用者が円滑に駐車できる**幅広の駐車区画**を設置することや、**ダブルライン**により駐車場全体を緩やかにバリアフリー化する取組が進められている。



幅広の駐車区画の設置事例・ダブルラインの設置イメージ



ダブルラインの設置事例



コインパーキングにおける幅広の駐車区画の設置事例

運転免許更新時における普及啓発の事例

- 運転免許更新時の講習で使用される教本において、車椅子使用者用駐車施設の適正利用に係る注意喚起がなされているところ。
- 引き続き、関係当局等と連携し、適正利用の普及啓発に取り組むことが重要。

<教本における適正利用に係る注意喚起の事例>

車椅子使用者がドアを全開にして乗り降りすることが必要であることを具体的に示している。

障害者等用駐車スペースに
一般の自動車が駐車するのはやめましょう。



国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建築物、施設であることを表示する世界共通のマークです。

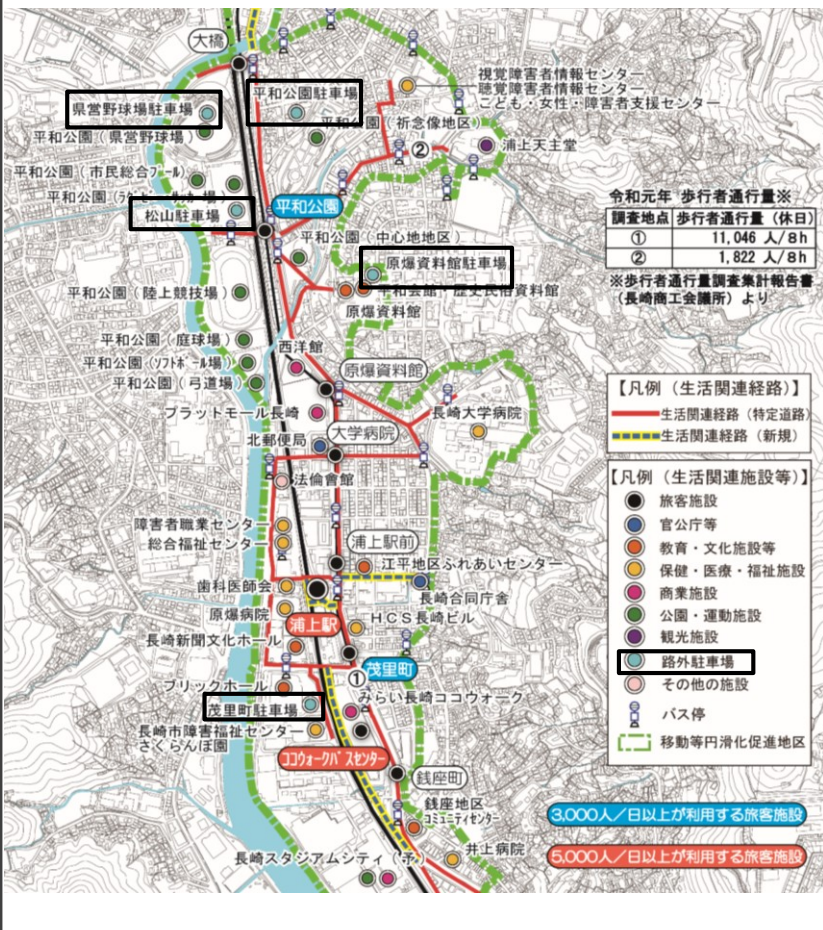


(出典：一般財団法人全日本交通安全協会「わかる 身につく交通教本」)

長崎市 マスタープラン・基本構想

長崎市では令和3年にマスタープランと基本構想を同時に作成し、マスタープランでは、今後5年間の市のバリアフリー化の方針を示している。一方、基本構想では、まちづくりに併せて実施するバリアフリーに関連する事業を特定事業に位置付けることで、面的・一体的なバリアフリー化を図り、具体の事業を**計画的・継続的に実施**することとしている。

都市部周辺地区



車椅子駐車施設に関する主な特定事業

路外駐車場特定事業

市営及び市営駐車場以外の特定**路外駐車場**における、**車椅子使用者用駐車施設等の設置**、車椅子使用者用駐車施設や高齢者等のための駐車区画に至る**経路の段差等の改善**に係る検討・実施 等

教育啓発特定事業

- 施設管理者による**車椅子使用者用駐車施設等の適正利用**に向けた**広報・啓発活動**の実施
- 違法駐車・駐輪行為の防止**に向けた啓発活動の実施



ワークショップの実施



まち歩き点検の実施